調 書(決定)

事件の表示 平成18年(行ツ)第294号

平成18年(行ヒ)第346号

决 定 日 平成19年11月6日

裁 判 所 最高裁判所第三小法廷

当 事 者 等 当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成18年(行コ)第29号(平成18年8月30日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものと は認められない。

平成19年11月6日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人兼申立人 ブライト証券労働組合

被上告人兼相手方 東京都労働委員会

同参加人 ブライト証券株式会社

同参加人 株式会社 実栄